

新潟市漁港管理条例及び新潟市風致地区条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

新潟市長

中原 八一

新潟市条例第 21 号

新潟市漁港管理条例及び新潟市風致地区条例の一部を改正する条例

(新潟市漁港管理条例の一部改正)

第 1 条 新潟市漁港管理条例（昭和 45 年新潟市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第 2 条第 3 項中「又は占有者」を「若しくは占有者」に改める。

第 5 条及び第 6 条を次のように改める。

第 5 条及び第 6 条 削除

第 12 条第 1 項前段中「甲種漁港施設を」を「甲種漁港施設（水域施設を除く。）を」に、「当該甲種漁港施設」を「当該施設」に改め、同条第 2 項各号列記以外の部分中「甲種漁港施設」の次に「（水域施設を除く。）」を加え、「当該甲種漁港施設」を「当該施設」に改め、同条第 5 項中「1 年」を「10 年」に改める。

第 13 条第 1 項中「甲種漁港施設」の次に「（水域施設を除く。）」を加え、「別表」を「別表第 1」に改め、同条第 2 項本文を次のように改める。

使用料等は、市長の発行する納入通知書により指定期日までに納入しなければならない。

第 13 条第 4 項ただし書中「利用者の責に」を「利用者の責めに」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 許可期間が翌年度以降にわたる場合における翌年度以降の使用料等については、当該年度分をその年度の始めに徴収する。

第 13 条の次に次の 1 条を加える。

(土砂採取料等)

第13条の2 漁港の区域内の水域（市以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について法第39条第1項の規定による採取若しくは占用の許可を受けた者又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者（法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項（水面又は土地の占有に係るものに限る。）又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）からは、別表第2に掲げる土砂採取料又は占用料（以下「土砂採取料等」という。）を徴収する。ただし、法第39条第4項に規定する者については、この限りではない。

2 前項の規定による土砂採取料等の徴収については、前条第2項から第5項までの規定を準用する。

第14条中「甲種漁港施設又は当該甲種漁港施設に定着する工作物を」を削る。

第18条第1号中「第5条第1項又は」を削り、同条第3号中「第5条第1項の承認又は」を削る。

第19条第1項中「第5条第1項の承認又は」を削る。

第20条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第22条を第23条とし、第21条の次に次の1条を加える。

(過怠金)

第22条 偽りその他不正の行為により土砂採取料等の徴収を免れた者からは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を徴収する。

別表のうち2の表備考に次のように加える。

4 期間が1月未満の占用料の額は、それぞれ算出した額に、1.1を乗じて得た額とする。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第13条の2関係）

区分	土砂採取料等の額（円）
土砂採取料	新潟市法定外公共物の取扱いに関する条例（平成16年新潟市条例第91号）別表第3の規定を準用する額
水面占用料	新潟市法定外公共物の取扱いに関する条例別表第2の規定を準用する額
土地占用料	新潟市法定外公共物の取扱いに関する条例別表第1の規定を準用する額

備考

- 1 期間が1月未満の水面占用料又は土地占用料の額は、それぞれ算出した額に、
 1. 1を乗じて得た額とする。
- 2 水域内の底地を含めた水面の占有の場合は、土地占用料の区分を適用し、占用料の額を算出する。

（新潟市風致地区条例の一部改正）

第2条 新潟市風致地区条例（平成16年新潟市条例第93号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。